

# 施設利用順守事項

左近山コミュニティハウス

コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（横浜市教育委員会通達）に従い施設の利用制限を行っています。ガイドラインの緩和に伴い、当施設の利用制限も緩和しましたので、下記の利用制限を順守しての施設利用をお願いします。

## 【順守事項および注意事項】

- ① 発熱等で体調が悪い場合は、ご来館をお控えください。
- ② 入館時および共有部では、必ずマスクの着用をお願いします。
- ③ 手指の消毒および手洗いの励行（入室する前および活動中も、こまめな手指消毒と手洗いをお願いします）
- ④ 速やかな入退館をお願いします。（特に、エレベーターホール付近での立ち話は、密になるので避けて下さい）
- ⑤ スリッパは、貸し出ししていませんので各自上履きを用意してください。
- ⑥ コミュニティハウスの備品（ボールペン等の筆記用具も）は、全て貸し出し出来ませんので各団体で用意してください。
- ⑦ 換気の励行（カラオケ以外のご利用団体は、常に出入口扉と部屋の全ての窓を常時開けてください）
- ⑧ 共有部は、スタッフが定期的に消毒作業を行います。
- ⑨ 利用時間終了の20分前から、ご利用者の皆様に消毒作業を行ってください。  
⇒机・椅子・ドアノブ・窓・スイッチ類等の手で触れた箇所  
（消毒作業に使用する除菌スプレーは、コミュニティハウスからお貸しします）
- ⑩ 「施設利用報告書」には、利用者全員の健康状態を代表者が記入し利用者全員が各自でサインをしてください。
- ⑪ 飲み物に加えて食べ物も可能とします。（但し、発生したゴミ類は各自必ず持ち帰ってください）
- ⑫ 音を発生する楽器・カセットデッキ等の音量は、極力抑えてください。
- ⑬ 発生を伴うコーラス等は、他者と十分な距離（2メートル以上）を確保すると共に音量を抑えてください。
- ⑭ 人数制限を解除します。隣の方と密にならないよう十分な距離（1メートル以上）を確保して対面とにならないように配慮してください。
- ⑮ 市民図書のお貸し出しは、行っています。

**※事務室への立ち入りは、通常通り厳禁とします。**